

平成19年3月14日

株 主 各 位

東京都新宿区西早稲田二丁目18番18号

株 式 会 社 ア プ リ ッ ク ス

代表取締役社長 関 野 正 明

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申しあげます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成19年3月28日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

「郵送による議決権行使の場合」

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

「インターネットによる議決権の行使の場合」

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<http://www.aplix.co.jp>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、70ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年3月29日（木曜日）午後1時
2. 場 所 東京都新宿区西早稲田一丁目20番14号
早稲田大学国際会議場井深大記念ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 株主総会の目的事項
報告事項
 1. 第22期（平成18年1月1日から平成18年12月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人
および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第22期（平成18年1月1日から平成18年12月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 株式等の大量買付行為に関する対応プラン（買収防衛策）導入の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書に賛否の表示がない場合には、議案に賛成の表示があったものとさせていただきます。
- (2) 議決権行使書およびインターネットによる議決権行使の期限は、平成19年3月28日（水曜日）午後6時までとさせていただきます。
- (3) 議決権行使書とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合には、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- (4) 株主総会にご出席いただけない場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面（委任状等）のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.aplix.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成18年1月1日から
平成18年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当社グループは、パーソナルコンピュータを含む民生用電子機器向けソフトウェアの基盤となる技術の研究開発とともに、それらの成果を基にした応用製品の開発および販売、ならびに当社グループ製品を搭載する機器製品の計画立案および設計等を支援する顧客コンサルティングを行っております。

現在主力製品となっている組み込み向けJavaプラットフォーム「JBlend」は、携帯電話などの機器でJavaという技術を使うための基盤となるソフトウェアです。携帯電話にJBlendを組み込んでJava対応にすることで、多様な機能やサービスを実現させることができます。

海外の携帯電話市場においては、Java対応携帯電話向けのサービスが急速に拡大しており、平成17年の世界のJava対応携帯電話の年間販売台数は、3億5,000万台から4億台に達したものと当社では見込んでおり平成18年には5億台から6億台に達したものと推測しております。

一方、国内のJava対応携帯電話の年間出荷台数について、平成17年は約3,300万台となったものと当社では見込んでおります。これに対して平成18年は横ばい程度で推移したものと当社では推測しております。これは国内携帯電話市場において、第3世代(3G)携帯電話への移行が本格的に進み、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、ソフトバンクモバイル株式会社(旧ボーダフォン株式会社)の提供する携帯電話の多くにJavaが採用されていることによります。

このような内外の市場環境において当社グループの組み込み向けJavaプラットフォームを搭載した機器の出荷台数は、平成16年の5,600万台、平成17年の7,600万台から、当連結会計年度では1億3,420万台と大幅に拡大し、累計出荷台数は平成18年12月末時点で約3億350万台となりました。

また、中期戦略の軸として掲げている、携帯電話をはじめとする民生用

電子機器の高機能化に伴ってますます多様化するエンドユーザーのニーズに応えるために、当社グループはより効率的な開発体制の構築を続けております。また、グローバルな事業展開を見せる顧客各社に対して迅速かつ的確な対応ができるよう、グループ会社と連携して世界の地域別に営業を含む顧客サポート体制を導入いたしました。また、上記の組織変更に伴い、柔軟かつ迅速な経営判断と経営戦略のために前連結会計年度より執行役員制度を導入しております。

平成16年8月のiaSolution Inc.の子会社化にあたって、連結会計制度上は買収時における同社の純資産時価と買収価額との差額を連結財務諸表において連結調整勘定として計上し、償却期間を2年として均等償却し、費用化してまいりましたが、当連結会計年度をもって償却が終了いたしました。なお、これらののれん償却は買収時の資金以外に新たに金銭支出を発生させるものではありません。

また、当社は平成17年11月30日に株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモとの業務・資本提携を発表し、これに伴い、同年12月21日に同社に対して15,000株の第三者割当増資を行っております。株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモと当社は、DoJa/Javaプラットフォームを共同開発し、商用端末に採用されるなど、強固な協力関係を築いてまいりました。さらに、今後の第3世代の移動体通信の普及の拡大や、HSDPAを含むいわゆる第3.5世代の移動体通信のサービスを念頭に置き、両社の提携関係を推進し、より高機能な移動体通信端末ソフトウェアを開発、中長期的に安定的に供給することを目的として、両社間で業務・資本提携契約を締結することといたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績については、売上高は6,587,605千円（前連結会計年度比31%増）、上記ののれん償却額により、営業損失は1,450,571千円（前連結会計年度営業損失3,001,605千円）となりました。なお、償却前営業利益（EBITDA）につきましては1,077,261千円（前連結会計年度比13.3%減）と黒字を確保いたしました。

また、経常損失は1,268,290千円（前連結会計年度経常損失2,960,640千円）、当期純損失は法人税等の発生により1,608,665千円（前連結会計年度当期純損失3,313,897千円）となりました。

品目別の概況は次のとおりであります。

(単位：千円)

	第21期		第22期 (当連結会計年度)		前連結 会計 年度 増減
	平成17年1月1日から 平成17年12月31日まで		平成18年1月1日から 平成18年12月31日まで		
	金額	構成比	金額	構成比	
携帯電話関連	4,850,594	96.5%	6,492,919	98.6%	33.9%
携帯電話以外	177,733	3.5%	94,685	1.4%	△46.7%
合計	5,028,328	100.0%	6,587,605	100.0%	31.0%

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

当連結会計年度において当社グループの組み込み向けJavaプラットフォームJBlendを搭載した携帯電話機の出荷は、前連結会計年度に比較し引き続き好調な成長を維持しております。

国内においては、携帯電話の番号ポータビリティ制度の導入による生産調整や在庫調整に伴う市場の伸び悩みが見られる中、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモとFOMA向けの統一Javaプラットフォームの商用出荷が本格化したことなどにより、国内市場向け携帯電話の売上は前連結会計年度実績より伸張いたしました。また、KDDI株式会社とのJavaソフトウェアライセンス契約を締結するなど、顧客層の拡大も果たしました。

海外市場については米国Motorola, Inc.、Samsung Electronics Co., Ltd.からの出荷が好調に推移しております。また、中国最大手メーカーのLenovo Mobile Communication Technology Ltd.からの出荷の開始、LG Electronics Inc.とのライセンス契約の締結、Sony Ericsson Mobile Communications ABの初の海外iモード端末へのJBlend採用など、顧客層の拡大を達成しております。また、国内メーカーの輸出用機種の上にも堅調に推移いたしました。

携帯電話以外の機器では、新たに三洋電機株式会社と日産自動車株式会社の共同開発による地上デジタルテレビ放送用チューナー内蔵カーナビゲーションシステムにJBlendが採用された他、引き続き三洋電機株式会社のデジタルテレビやパイオニア株式会社のCATV用セットトップボックスなどにJBlendが搭載されておりますが、携帯電話分野への引き合いが一段と強まる中で、非携帯電話分野への開発リソース配分や営業体制のさらなる整備を進めております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資額は、市場販売目的のソフトウェアを自社開発することを目的とした投資を中心に4,995,189千円であります。

③ 資金調達の状況

当社は、平成13年7月14日、平成13年12月27日および平成14年3月22日に決議された旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権および平成15年9月10日に決議された商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の当期中の権利行使による新株発行により39,318千円を調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当する事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当する事項はありません。

⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 19 期 (平成15年12月期)	第 20 期 (平成16年12月期)	第 21 期 (平成17年12月期)	第 22 期 (当連結会計年度 (平成18年12月期))
売 上 高(千円)	3,934,350	3,678,665	5,028,328	6,587,605
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	765,821	△1,411,778	△2,960,640	△1,268,290
当期純利益または当期純損失(△) (千円)	899,134	△1,594,439	△3,313,897	△1,608,665
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失(△) (円)	44,179.19	△60,176.60	△38,417.55	△15,989.28
総 資 産(千円)	8,153,351	13,308,077	23,859,453	23,727,550
純 資 産(千円)	6,942,110	12,314,751	22,108,072	20,966,317
1株当たり純資産額(円)	280,206.29	436,755.28	220,193.22	207,646.09

- (注) 1. 第22期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
3. 当社は、平成17年10月20日付をもって、1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第21期の1株当たり当期純損失または1株当たり当期純資産額については、当該株式分割が期首に行われたものとして算出しております。
4. 第19期以降の1株当たり当期純利益または当期純損失および純資産について、第19期期首に株式分割が行われたものとして遡及修正を行った場合は次のとおりです。

区分		第19期 (平成15年12月期)	第20期 (平成16年12月期)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	(円)	14,726.40	△20,058.87
1株当たり純資産額	(円)	93,402.10	145,585.09

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
Aplix Corporation of America (米国カリフォルニア州サンフランシスコ市)	125千米ドル	100.0%	当社の海外の営業活動および技術支援
Aplix Europe GmbH (独 国 バ イ エ ル ン 州 ミ ュ ン ヘ ン 市)	25千ユーロ	100.0%	当社の海外の営業活動および技術支援
iaSolution Inc. (台湾台北市)	195,870千台湾ドル	100.0%	移動機器用ソフトウェアの研究開発および販売

期末日現在における当社の連結子会社は5社です (iaSolution Inc. の子会社2社を含む)。なお、iaSolution Inc. の子会社であったiaSolution (Singapore) PTE Limitedは当連結会計年度において清算しております。

(4) 対処すべき課題

① 顧客との関係強化

当社グループのさらなる成長にとって移動体通信事業者や携帯電話機などの民生用機器メーカーなどの顧客との連携強化が不可欠になります。顧客の要望に迅速かつ的確に応えるためには、顧客との会話を密にし、顧客が何を求めているか、顧客がどのような方向に向かっていくかを常に把握する必要があり、それを踏まえて的確な提案をタイムリーに顧客に提示することが、より多くの製品や技術の提供につながります。

当社グループでは、東京本社だけでなく米国、欧州の現地子会社や上海と北京にも地域拠点を置く台湾の子会社が日頃から顧客との会話や議論を通して、より良い製品開発に努めており、神奈川県横須賀市や北京（中国）の開発センターに加えて、沖縄県那覇市に評価センターを開設するなど、顧客との関係を強化して、さらに多くの製品や技術を顧客に提供していきけるような体制を築いてまいります。

② 製品の強化

当社グループは中長期的な成長を実現するために、さらなる製品の強化に取り組んでまいります。携帯電話などの機器には機能ごとに数多くのソフトウェア部品が組み合わされており、当社グループの顧客である機器メーカーではソフトウェア部品の実装（結合）に多大な工数を割かれています。このような状況において、顧客の結合作業を削減できる製品を提供することができれば、ソフトウェアのより多くの部分の受注をいただくことにつながります。

当社グループの顧客である携帯電話機メーカーは、製品ラインアップを充実させるために多くの機種で汎用プラットフォームを採用し、短いサイクルで製品を出荷することが必要になっています。当社グループでは、当社グループ製品や技術を単品で受注するだけでなく、実装工数が少なくインテグレーションが容易なプラットフォームに対応した統合的なソリューションを提供し、顧客当たりの受注を最大化するよう努めてまいります。

③ 企業体質の強化

当社グループでは、24時間を通して世界のいずれかの事業所が営業しており、業容が急速に拡大しております。また、世界各地の市場により顧客のニーズは異なり、当社グループも顧客ごとに最適化した製品や技術を提供していく必要があります。顧客ごとに製品設計や提供する技術が多様化しても、管理コストを増加させることなく、また、それぞれのビジネス収益性を確保し、向上させるための統合的な経営管理システム構築に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（平成18年12月31日現在）

- ① 組み込み向けソフトウェアの研究、開発および販売
- ② パソコン向けソフトウェアの研究、開発および販売

(6) 主要な事業所（平成18年12月31日現在）

- ① 本社 東京都新宿区
- ② Aplix Corporation of America
アメリカ合衆国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市
- ③ Aplix Europe GmbH
ドイツ連邦共和国 バイエرن州 ミュンヘン市
- ④ iaSolution Inc.
台湾 台北市
- ⑤ iaSolution Technology (Shanghai) Limited
中華人民共和国 上海市
- ⑥ iaSolution Technology (Shanghai) Limited Beijing office
中華人民共和国 北京市
- ⑦ Aplix Korea R&D Center
大韓民国 城南市
- ⑧ iaSolution Inc. Korea Liaison Office
大韓民国 ソウル市
- ⑨ 沖縄評価センター
沖縄県那覇市

(7) 使用人の状況（平成18年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
350名	+112名

- (注) 1. 使用人数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
2. 使用人数は、臨時従業員（パートタイマーおよび派遣社員）を除いております。
3. 使用人数は、平成17年12月末に比較して112名増加しております。これは、新規採用者の増加によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
196名	+46名	35.94歳	3.9年

- (注) 1. 使用人数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
2. 使用人数は、臨時従業員（パートタイマーおよび派遣社員）を除いております。

(8) 主要な借入先の状況（平成18年12月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成18年12月31日現在）

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 261,300株 |
| ② 発行済株式の総数 | 100,974.20株 |
| ③ 株主数 | 6,451名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	15,000 株	14.86 %
郡 山 龍	10,800 株	10.70 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信 託 口)	6,494 株	6.43 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株 式 会 社 (信 託 口)	5,097 株	5.05 %
株式会社ドコモ・ドットコム	3,000 株	2.97 %
日本生命保険相互会社（特別勘定年金口）	2,623 株	2.60 %
バイエリツシュフエラインズバンク アーゲーカスタマーアカウント	2,550 株	2.53 %
モルガン・スタンレー・アンド・カンパ ニー・インターナショナル・リミテッド	2,363 株	2.34 %
ク ラ リ デ ン バ ン ク	2,261 株	2.24 %
バンクオブニューヨークジーシーエムクラ イアントアカウントイーアイエスジー	2,113 株	2.09 %

(注) 出資比率は自己株式（12.72株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（旧商法に基づいて決議された新株予約権の状況）

（平成18年12月31日現在）

イ. 平成17年12月27日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
100個（新株予約権1個につき3株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
300株
- ・新株予約権の払込金額
無償

- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 4,050,000円（1株当たり 1,350,000円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 675,000円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成19年4月1日から平成26年3月23日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - （1）各新株予約権は、1個につきその全部を行使することを要し、一部行使はできないものとする。
 - （2）新株予約権の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。
 - （3）その他の権利行使の条件は、当社の取締役会決議に基づき、当社と被割当者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	75個	225株	2名
社外取締役	25個	75株	1名
監査役	—	—	—

ロ. 平成18年4月24日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
390個（新株予約権1個につき1株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
390株
- ・新株予約権の払込金額
無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 980,319円（1株当たり 980,319円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 490,160円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成20年4月1日から平成27年3月29日まで

- ・新株予約権の行使の条件
 - (1) 各新株予約権は、1個につきその全部を行使することを要し、一部行使はできないものとする。
 - (2) 新株予約権の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。
 - (3) その他の権利行使の条件は、当社の取締役会決議に基づき、当社と被割当者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	240個	240株	1名
社外取締役	150個	150株	2名
監査役	—	—	—

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況（旧商法に基づいて決議された新株予約権の状況）

イ. 平成18年4月24日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
50個（新株予約権1個につき1株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
50株
- ・新株予約権の払込金額
無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 980,319円（1株当たり 980,319円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 490,160円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成20年4月1日から平成27年3月29日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - (1) 各新株予約権は、1個につきその全部を行使することを要し、一部行使はできないものとする。
 - (2) 新株予約権の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

- (3) その他の権利行使の条件は、当社の取締役会決議に基づき、当社と被割当者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

・当社使用者等への交付状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	交付者数
当社使用者	50個	50株	1名
子会社の役員および使用人	—	—	—

ロ. 平成18年9月25日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
32個（新株予約権1個につき1株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
32株
- ・新株予約権の払込金額
無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 817,609円（1株当たり 817,609円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 408,805円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成20年4月1日から平成27年3月29日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - (1) 各新株予約権は、1個につきその全部を行使することを要し、一部行使はできないものとする。
 - (2) 新株予約権の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。
 - (3) その他の権利行使の条件は、当社の取締役会決議に基づき、当社と被割当者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- ・当社使用者等への交付状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	交付者数
当社使用者	—	—	—
子会社の役員および使用人	32個	32株	2名

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当および他の法人等の代表状況
代表取締役会長	郡 山 龍	最高経営責任者 最高技術責任者
代表取締役社長	関 野 正 明	最高執行責任者
取 締 役	Wesley Kuo クォー・ヨン・チャン	最高戦略責任者
取 締 役	山 科 拓	最高財務責任者
取 締 役	黒 崎 守 峰	株式会社アイティファーム 代表取締役社長
取 締 役	Max Wu ウー・クーンイァー	iaSolution Inc. Chairman
取 締 役	逸 見 知 也	
取 締 役	渡 邊 信 之	
取 締 役	太 田 洋	
取 締 役	内 村 浩 幸	
常 勤 監 査 役	石 井 英 雄	
監 査 役	金 子 雄 美	
監 査 役	森 谷 享 右	株式会社アイクオブテラナー 代表取締役社長
監 査 役	相 葉 宏 二	
監 査 役	松 田 修 一	

- (注) 1. 監査役 松田修一氏は、平成18年3月30日に辞任により退任いたしました。
2. 取締役 黒崎守峰氏、逸見知也氏、渡邊信之氏、太田洋氏および内村浩幸氏は社外取締役であります。
3. 監査役石井英雄氏、金子雄美氏、森谷享右氏および相葉宏二氏は社外監査役であります。

② 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役	10名	91,980千円
監 査 役	5名	12,350千円
合 計	15名	104,330千円

(注) 監査役には、平成18年3月30日に退任した1名を含んでおります。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	21,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,690千円

3. 剰余金の配当

当社は、事業の拡大に注力し、企業価値を高めることを目指しております。経営体質の強化に必要な内部留保の確保のため、当期の剰余金の配当につきましては、無配とさせていただきたいと存じます。連結ベースでの十分な営業キャッシュフローが確保し、経営体質の強化に必要な内部留保を積みながら、株主の皆様への利益配当を検討してまいりますので、何卒ご理解の上、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

連結貸借対照表

(平成18年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	11,693,432	流動負債	2,539,230
現金及び預金	6,009,241	支払手形及び買掛金	1,331,749
売掛金	2,056,930	未払金	828,674
有価証券	2,808,462	未払法人税等	101,884
たな卸資産	162,222	賞与引当金	28,171
繰延税金資産	68,641	その他	248,750
その他	621,747	固定負債	222,003
貸倒引当金	△33,814	繰延税金負債	222,003
固定資産	12,034,118	負債合計	2,761,233
有形固定資産	166,174	純資産の部	
建物	61,678	株主資本	20,470,194
器具備品	104,495	資本金	13,251,786
無形固定資産	5,745,855	資本剰余金	14,167,423
ソフトウェア	865,127	利益剰余金	△6,940,393
ソフトウェア仮勘定	4,865,044	自己株式	△8,621
その他	15,683	評価・換算差額等	494,062
投資その他の資産	6,122,088	その他有価証券評価差額金	388,972
投資有価証券	5,919,629	為替換算調整勘定	105,090
敷金・保証金	167,784	新株予約権	2,060
繰延税金資産	30,118		
その他	4,556	純資産合計	20,966,317
資産合計	23,727,550	負債・純資産合計	23,727,550

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成18年1月1日から
平成18年12月31日まで）

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		6,587,605
売上原価		3,456,163
売上総利益		3,131,441
販売費及び一般管理費		4,582,012
営業損失		1,450,571
営業外収益		
受取利息	59,503	
受取配当金	58,888	
為替差益	73,314	
その他	7,442	199,149
営業外費用		
支払利息	2,740	
株式交付費	1,955	
オプション評価損	6,601	
投資事業組合損失	4,159	
その他	1,411	16,868
経常損失		1,268,290
特別利益		
投資有価証券売却益	105	105
特別損失		
固定資産売却損	609	
固定資産除却損	2,657	
投資有価証券評価損	78,195	81,462
税金等調整前当期純損失		1,349,647
法人税・住民税及び事業税	282,512	
法人税等調整額	△23,494	259,017
当期純損失		1,608,665

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成18年1月1日から
平成18年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成17年12月31日残高	13,232,127	14,147,764	△5,331,728	△7,977	22,040,185
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	19,659	19,658			39,318
当期純利益			△1,608,665		△1,608,665
自己株式の取得				△644	△644
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	19,659	19,658	△1,608,665	△644	△1,569,991
平成18年12月31日残高	13,251,786	14,167,423	△6,940,393	△8,621	20,470,194

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
平成17年12月31日残高	3,791	64,095	67,886	—	22,108,072
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					39,318
当期純利益					△1,608,665
自己株式の取得					△644
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	385,180	40,994	426,175	2,060	428,236
連結会計年度中の変動額合計	385,180	40,994	426,175	2,060	△1,141,755
平成18年12月31日残高	388,972	105,090	494,062	2,060	20,966,317

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 6社
- ・主要な連結子会社の名称 Aplix Corporation of America
Aplix Europe GmbH
iaSolution Inc. 他3社

なお、iaSolution Inc. の子会社であったiaSolution(Singapore)PTE Limitedは当連結会計年度において清算しております。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

(3) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。なお、取得価額と債券金額の差額が金利の調整と認められるものについては、償却原価法を採用しております。）

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法により処理しております。なお、投資事業有限責任組合への投資（証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・仕掛品 個別法による原価法
- ・貯蔵品 最終仕入原価法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

- ・当社 定率法
- ・連結子会社 主に所在地国の会計基準に基づく定額法
主な耐用年数
建物 5～15年
器具備品 3～15年

- ロ. 無形固定資産
 - ・ 市場販売目的ソフトウェア 見積販売数量を基準として販売数量に応じた割合に基づく償却額と、販売可能期間(3年)に基づく償却額のいずれか多い金額をもって償却しております。
 - ・ 社内利用目的ソフトウェア 社内における利用可能期間(3~5年)に基づく定額法によっております。
 - ・ 上記以外の無形固定資産 定額法
- ③ 重要な引当金の計上基準
 - イ. 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ロ. 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
- ⑤ 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ⑥ 重要なヘッジ会計の方法
 - イ. ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。
 - ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…為替予約取引
ヘッジ対象…外貨建予定取引
 - ハ. ヘッジ方針 海外取引における為替変動に対するリスクヘッジのため、為替予約取引を行っております。なお、リスクヘッジ手段としてのデリバティブ取引は為替予約取引のみ行うものとしております。
- ニ. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段に関する重要な条件がヘッジ対象と同一であり、ヘッジ開始時及びその後においても継続して相場変動が完全に相殺されるものであると想定できる場合にはヘッジの有効性の判定は省略しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項
消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

(4) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(5) のれんの償却に関する事項
のれんの償却については、その個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で償却しております。

(6) 当連結会計年度より、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）に基づいて、連結計算書類を作成しております。

(7) 会計方針の変更

（固定資産の減損に係る会計基準）

当連結会計年度より「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日企業会計基準適用指針第6号）を適用しております。

これによる、損益に与える影響はありません。

（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準）

当連結会計年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は、20,964,256千円であります。

なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）により作成しております。

（ストック・オプション等に関する会計基準）

当連結会計年度より「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）を適用しております。

これにより、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失は2,060千円増加しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

359,826千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	100,414.91株	559.29株	一株	100,974.20株

(注) 普通株式の発行済株式数の増加559.29株は、新株予約権等の権利行使による新株の発行による増加であります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	11.85株	0.87株	一株	12.72株

(注) 自己株式の数の増加は、端株の買取りによる増加分であります。

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成13年7月14日 臨時株主総会決議分	平成13年12月27日 臨時株主総会決議分	平成14年3月22日 定時株主総会決議分	平成15年8月29日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	72株	30.28株	214.79株	714株

	平成16年5月25日 取締役会決議分	平成16年6月24日 取締役会決議分	平成17年2月21日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	30株	39株	60株

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

4. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

207,646円09銭

(2) 1株当たり当期純損失

15,989円28銭

5. 重要な後発事象に関する注記

(合弁会社設立について)

当社は、平成19年1月19日開催の取締役会決議に基づき、クワトロメディア株式会社と、平成19年2月5日を期日として合弁会社「株式会社アプリックス・ソリューションズ」を設立いたしました。

(1) 合弁会社設立の目的

技術革新と競争が続く携帯電話市場において、現在の多機能な携帯電話には膨大なミドルウェア（ソフトウェア部品）が搭載され様々な機能を実現していますが、これらのソフトウェア部品を一製品として纏め上げるための開発工数が膨大となり、携帯電話開発の大きな課題とされています。当社は、これらの課題を解決するために様々なミドルウェアの活用を容易にするミドルウェアフレームワーク事業を推進しております。このミドルウェアフレームワークを用いて、携帯電話向け統合ソフトウェアソリューションに様々なサードパーティ製のミドルウェアやアプリケーションの追加を行うことで製品の多様化が可能になります。

サードパーティ製のミドルウェアやアプリケーションを幅広く提供するため、グローバルでの市場調査や業務提携を含め、ミドルウェアやアプリケーションの調達は今後より重要になってくるものと当社では考え、その業務に特化した機能を確立するため、携帯電話向けソフトウェアの調達・サポートに幅広い実績を有するクワトロメディア株式会社との合弁会社を設立することいたしました。

(2) 合弁会社の概要

- ① 商号 : 株式会社アプリックス・ソリューションズ
- ② 代表者 : 関野 正明 (現当社代表取締役社長)
- ③ 所在地 : 東京都新宿区
- ④ 設立 : 平成19年2月5日
- ⑤ 資本金 : 7,500万円
- ⑥ 取得後の持分比率 : 67%
- ⑦ 取得する株式の数 : 2,000株
- ⑧ 取得する株式の取得価額 : 100,000,000円

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年2月19日

株式会社アプリックス

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員 公 認 会 計 士 松 野 雄 一 郎 ㊟
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 中 塚 亨 ㊟
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アプリックスの平成18年1月1日から平成18年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アプリックス及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成18年1月1日から平成18年12月31日までの第22期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、これらに基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受けました。

2. 監査の結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年2月20日

株式会社アプリックス 監査役会

常勤監査役	石井英雄	㊟
監査役	金子雄美	㊟
監査役	森谷享右	㊟
監査役	相葉宏二	㊟

（注）監査役石井英雄、金子雄美、森谷享右及び相葉宏二は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(平成18年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	10,768,242	流動負債	2,596,929
現金及び預金	5,246,341	買掛金	1,393,578
売掛金	1,981,156	未払金	963,459
有価証券	2,808,462	未払費用	58,359
仕掛品	160,420	未払法人税等	101,736
貯蔵品	1,802	前受金	8,735
前払費用	307,015	預り金	42,890
繰延税金資産	52,947	賞与引当金	28,171
その他	221,317	固定負債	222,003
貸倒引当金	△11,220	繰延税金負債	222,003
固定資産	20,511,650	負債合計	2,818,932
有形固定資産	118,553	純資産の部	
建物	54,756	株主資本	28,069,927
器具備品	63,797	資本金	13,251,786
無形固定資産	5,812,162	資本剰余金	14,167,423
特許権	5,418	資本準備金	14,167,423
商標権	7,379	利益剰余金	659,339
ソフトウェア	925,187	利益準備金	2,500
ソフトウェア仮勘定	4,871,291	その他利益剰余金	656,839
その他	2,885	別途積立金	1,500
投資その他の資産	14,580,934	繰越利益剰余金	655,339
投資有価証券	5,919,629	自己株式	△8,621
関係会社株式	8,480,634	評価・換算差額等	388,972
関係会社出資金	16,746	その他有価証券評価差額金	388,972
出資金	50	新株予約権	2,060
長期前払費用	4,506		
敷金・保証金	159,367	純資産合計	28,460,960
資産合計	31,279,893	負債・純資産合計	31,279,893

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成18年1月1日から
平成18年12月31日まで）

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		6,426,645
売上原価		3,285,598
売上総利益		3,141,046
販売費及び一般管理費		2,664,729
営業利益		476,317
営業外収益		
受取利息	24,848	
有価証券利息	27,819	
受取配当金	58,888	
為替差益	67,643	
その他	684	179,883
営業外費用		
支払利息	2,662	
株式交付費	1,955	
オプション評価損	6,601	
投資事業組合損失	4,159	
その他	62	15,441
経常利益		640,759
特別利益		
投資有価証券売却益	105	105
特別損失		
固定資産売却損	609	
固定資産除却損	2,657	
投資有価証券評価損	78,195	81,462
税引前当期純利益		559,401
法人税・住民税及び事業税	261,131	
法人税等調整額	△33,386	227,744
当期純利益		331,657

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成18年1月1日から
平成18年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
			利益準備金	その他利益剰余金			
				別途積立金	繰越利益剰余金		
平成17年12月31日 残高	13,232,127	14,147,764	2,500	1,500	323,682	△7,977	27,699,596
事業年度中の変動額							
新株の発行	19,659	19,658					39,318
当期純利益					331,657		331,657
自己株式の取得						△644	△644
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	19,659	19,658	—	—	331,657	△644	370,330
平成18年12月31日 残高	13,251,786	14,167,423	2,500	1,500	655,339	△8,621	28,069,927

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
平成17年12月31日 残高	3,791	—	27,703,387
事業年度中の変動額			
新株の発行			39,318
当期純利益			331,657
自己株式の取得			△644
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	385,180	2,060	387,241
事業年度中の変動額合計	385,180	2,060	757,572
平成18年12月31日 残高	388,972	2,060	28,460,960

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

- ・時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。なお、取得価額と債券金額の差額が金利の調整と認められるものについては、償却原価法を採用しております。）

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への投資（証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

③ デリバティブ

時価法

④ たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・仕掛品

個別法による原価法

- ・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

主な耐用年数 建物

8～15年

器具備品

4～15年

② 無形固定資産

- ・市場販売目的ソフトウェア

見積販売数量を基準として販売数量に応じた割合に基づく償却額と、販売可能期間(3年)に基づく償却額のいずれか多い金額をもって償却しております。

- ・社内利用目的ソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

- ・上記以外の無形固定資産

定額法

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

海外取引における為替変動に対するリスクヘッジのため、為替予約取引を行っております。なお、リスクヘッジ手段としてのデリバティブ取引は為替予約取引のみ行うものとしております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段に関する重要な条件がヘッジ対象と同一であり、ヘッジ開始時及びその後においても継続して相場変動が完全に相殺されるものであると想定できる場合にはヘッジの有効性の判定は省略しております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(8) 当事業年度より、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）に基づいて、計算書類を作成しております。

(9) 会計方針の変更

（固定資産の減損に係る会計基準）

当事業年度より「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は、28,458,899千円であります。

なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、会社計算規則(平成18年2月7日 法務省令第13号)により作成しております。

(ストック・オプション等に関する会計基準)

当事業年度より「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。

これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は2,060千円減少しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|---------------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 326,978千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。 | |
| ① 短期金銭債権 | 30,903千円 |
| ② 短期金銭債務 | 230,683千円 |

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- | | |
|---------------|-----------|
| (1) 営業取引 | |
| ① 売上高 | 44,650千円 |
| ② 外注加工費 | 481,376千円 |
| ③ その他営業費用 | 460,756千円 |
| (2) 営業取引以外の取引 | |
| 受取利息 | 2,701千円 |

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	11.85株	0.87株	－株	12.72株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0.87株は、端株の買取による増加であります。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	4,565千円
貸倒損失	13,779
賞与引当金	11,462
未払事業税	19,792
投資有価証券評価損	19,801
ソフトウェア償却超過額	23,191
子会社株式	2,624
その他	5,207
繰延税金資産 小計	100,425
評価性引当額	△2,624
繰延税金資産 合計	97,800
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△266,856
繰延税金負債 合計	△266,856
繰延税金負債の純額	△169,055

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しています。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	37,200千円	17,767千円	19,432千円
合計	37,200千円	17,767千円	19,432千円

(2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

未経過リース料期末残高相当額	
1年内	7,982千円
1年超	12,260千円
合計	20,243千円

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	281,878円79銭
(2) 1株当たり当期純利益	3,296円50銭

8. 重要な後発事象に関する注記

(合弁会社設立について)

当社は、平成19年1月19日開催の取締役会決議に基づき、クワトロメディア株式会社と、本年2月5日を期日として合弁会社「株式会社アプリックス・ソリューションズ」を設立いたしました。

(1) 合弁会社設立の目的

技術革新と競争が続く携帯電話市場において、現在の多機能な携帯電話には膨大なミドルウェア（ソフトウェア部品）が搭載され様々な機能を実現していますが、これらのソフトウェア部品を一製品として纏め上げるための開発工数が膨大となり、携帯電話開発の大きな課題とされています。当社は、これらの課題を解決するために様々なミドルウェアの活用を容易にするミドルウェアフレームワーク事業を推進しております。このミドルウェアフレームワークを用いて、携帯電話向け統合ソフトウェアソリューションに様々なサードパーティ製の中ドルウェアやアプリケーションの追加を行うことで製品の多様化が可能になります。

サードパーティ製の中ドルウェアやアプリケーションを幅広く提供するため、グローバルでの市場調査や業務提携を含め、ミドルウェアやアプリケーションの調達は今後より重要になってくるものと当社では考え、その業務に特化した機能を確立するため、携帯電話向けソフトウェアの調達・サポートに幅広い実績を有するクワトロメディア株式会社との合弁会社を設立することいたしました。

(2) 合弁会社の概要

- ① 商号 : 株式会社アプリックス・ソリューションズ
- ② 代表者 : 関野 正明 (現当社代表取締役社長)
- ③ 所在地 : 東京都新宿区
- ④ 設立 : 平成19年2月5日
- ⑤ 資本金 : 7,500万円
- ⑥ 取得後の持分比率 : 67%
- ⑦ 取得する株式の数 : 2,000株
- ⑧ 取得する株式の取得価額 : 100,000,000円

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年2月19日

株式会社アプリックス

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 松 野 雄 一 郎 ㊞

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 中 塚 亨 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アプリックスの平成18年1月1日から平成18年12月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成18年1月1日から平成18年12月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制(内部統制システム)の整備の方針に関する取締役会決議の内容を検証いたしました。子会社については、必要に応じて事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、これらに基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第159条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受けました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムの整備の方針に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年2月20日

株式会社アプリックス	監査役会	
常勤監査役	石井英雄	㊟
監査役	金子雄美	㊟
監査役	森谷享右	㊟
監査役	相葉宏二	㊟

(注) 監査役 石井英雄、金子雄美、森谷享右および相葉宏二は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法」（平成17年法律第86号）および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号、以下「整備法」という。）ならびに「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1) 「整備法」により当社の定款に定めがあるとみなされた事項について、所要の変更を行うものであります。

- ① 第4条（機関）
- ② 第8条（株券の発行）
- ③ 第9条（株主名簿管理人）

(2) 株主総会参考書類等の一部につき、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなすことができる旨の規定を新設するものであります。

(3) 経営責任をより明確にするため、事業年度毎に株主の皆様にご選任いただくことを目的として、取締役の任期を1年に短縮するものであります。

(4) 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。

(5) 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

(6) 上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 (省 略)</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 (現 行 ど お り)</p>
<p>(目 的)</p> <p>第2条 (省 略)</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p>
<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (省 略)</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(機 関)</u></p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役の他、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p>3. 監査役会</p> <p>4. 会計監査人</p>
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</p>
<p>第2章 株式及び端株</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、26万1300株とする。</p>	<p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、26万1300株とする。</p>
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p><u>(株券の発行)</u> 第8条 当会社の株式については、株券を 発行する。</p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 当社は、株式及び端株につき名 義書換代理人を置く。</p> <p>② 名義書換代理人及びその事務取扱 場所は、取締役会の決議により選 定する。</p> <p>③ 当会社の株主名簿（実質株主名簿 を含む。以下同じ。）及び端株原 簿並びに株券喪失登録簿は、名義 書換代理人の事務取扱場所に備え 置き、株式の名義書換、実質株主 名簿・株券喪失登録簿への記載又 は記録、端株原簿への記載又は記 録、端株の買取、その他株式及び 端株に関する事務は名義書換代理 人に取扱わせ、当社においては これを取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置 く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取 扱場所は、取締役会の決議をもつ て定め、これを公告する。</p> <p>③ 当会社の株主名簿、実質株主名 簿、端株原簿、株券喪失登録簿お よび新株予約権原簿の作成ならび に備置きその他の株主名簿、実質 株主名簿、端株原簿、株券喪失登 録簿および新株予約権原簿に関す る事務は、これを株主名簿管理人 に委託し、当社においては取扱 わない。</p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社が発行する株券の種類、株 式の名義書換、実質株主名簿・株 券喪失登録簿への記載又は記録、 端株原簿への記載又は記録、端株 の買取、その他株式及び端株に関 する取扱い及び手数料について は、法令又は定款に定めるもの ほか、取締役会において定める株 式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当会社の株式に関する取扱いおよ び手数料は、法令または本定款の ほか、取締役会において定める株 式取扱規程による。</p>
<p><u>(基準日)</u></p> <p>第9条 当社は、毎年12月31日の最終の 株主名簿に記載又は記録された議 決権を有する株主（実質株主を含 む。以下同じ。）をもって、その 決算期に関する定時株主総会にお いて権利を行使すべき株主とす る。</p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② <u>前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主をもって、その権利を行使すべき株主又は登録質権者及び端株主とすることができる。</u></p>	
<p>第3章 株主総会 (招 集) 第10条 当会社の定時株主総会は、毎年12月31日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</p>	<p>第3章 株主総会 (招 集) 第11条 当会社の定時株主総会は、毎年12月31日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(定時株主総会の基準日)</u> 第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。</p>
<p>(招集権者及び議長) 第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(招集権者及び議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主（実質株主を含む。以下同じ。）に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第12条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>② 前項の場合、株主又は代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>② 前項の場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>
<p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>② <u>商法第343条の定めによる決議及び商法その他の法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その3分の2以上をもってこれを行う。</u></p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>② <u>会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>
<p>(議事録)</p> <p>第14条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第17条 株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第15条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p>
<p>(取締役の選任)</p> <p>第16条 取締役は、株主総会において選任する。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議により選任する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>② 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時</u>までとする。</p> <p>② 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時</u>までとする。</p> <p>(削 除)</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第18条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</p> <p>② 取締役会の決議により、取締役社長1名を選任し、必要により取締役会長、取締役副会長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>② 取締役会の決議により、取締役社長1名を選任し、必要により取締役会長、取締役副会長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(執行役員)</u></p> <p>第22条 <u>当社は、取締役会の決議により執行役員を選任することができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が<u>取締役会</u>を招集し、議長となる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第20条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第22条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的方法により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的方法により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第23条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役は、これに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第24条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>(第30条へ移設)</p>
<p>(取締役の報酬)</p> <p>第25条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 当社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令に定める限度において免除する。</u></p> <p>(第27条より移設)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第27条 当社は、<u>商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は300万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(第29条第2項へ移設)</p>
<p>(第24条より移設)</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第30条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>
<p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第28条 当社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第31条 当社の監査役は、5名以内とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の選任)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第32条 監査役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(常勤監査役)</p> <p>第31条 監査役は、その互選により常勤監査役を定める。</p>	<p>(常勤監査役)</p> <p>第34条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の7日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p>
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第34条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第37条 監査役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第35条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(第40条へ移設)</p>
<p><u>(監査役の報酬)</u></p> <p>第36条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p>	<p><u>(報酬等)</u></p> <p>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第37条 当社は、<u>商法280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令に定める限度において免除することができる。</u></p> <p>(第38条より移設)</p>	<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第39条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p><u>(社外監査役の責任限定契約)</u></p> <p>第38条 当社は、<u>社外監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(第39条第2項へ移設)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(第35条より移設)	<u>(監査役会規程)</u> 第40条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、 <u>監査役会において定める監査役会規程による。</u>
第6章 計 算 (営業年度) 第39条 当会社の営業年度は、毎年1月1日から12月31日までとし、 <u>毎営業年度末日を決算期とする。</u>	第6章 計 算 (事業年度) 第41条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。 <u>。</u>
(利益配当金) 第40条 当会社の利益配当金は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に支払う。 <u>。</u>	(期末配当の基準日) 第42条 当会社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。 <u>。</u>
(中間配当) 第41条 当会社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、商法第293条ノ5の定めによる金銭の分配（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。 <u>。</u>	(中間配当) 第43条 当会社は、取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。 <u>。</u>
(配当金の除斥期間) 第42条 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。 <u>。</u> ② 未払配当金には、利息を付けない。 <u>。</u>	(配当金の除斥期間等) 第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、 <u>当会社はその支払義務を免れる。</u> ② 前項の金銭には、利息を付けない。 <u>。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(附 則)</p> <p><u>第 1 条</u> 当社は、端株につき名義書換代理人を置く。</p> <p>② <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>③ <u>当社の端株原簿の作成および備置きその他の端株原簿に関する事務は、これを名義書換代理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p><u>第 2 条</u> 当社の端株に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p><u>第 3 条</u> 当社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日における最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、期末配当金を支払うことができる。</p> <p><u>第 4 条</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日における最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、中間配当金を支払うことができる。</p> <p><u>第 5 条</u> <u>附則第 1 条乃至本条は、当社の端株が存在しなくなったときをもって削除されるものとする。</u></p>

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社 の株式数
1	郡 山 龍 (昭和38年9月8日生)	昭和62年6月 当社 代表取締役社長 平成13年11月 当社 代表取締役会長 平成14年3月 Aplix Corporation of America 最高経営責任者 平成14年9月 当社 代表取締役会長 兼 社長 平成15年10月 Aplix Europe GmbH Managing director 平成18年3月 当社 代表取締役会長 最 高経営責任者 兼 最高技術 責任者 (現任)	10,800株
2	関 野 正 明 (昭和29年10月23日生)	昭和52年4月 ゴーゼル機器株式会社 (現 ボッシュ株式会社) 入社 平成元年4月 日本エンタープライズ・デ ベロップメント株式会社 (現安田企業投資株式会 社) 入社 投資第六部長 平成11年1月 日本ベンチャーキャピタル 株式会社 入社 ゼネラル マネージャー 平成18年1月 当社 入社 執行役員常 務 兼 最高執行責任者 平成18年3月 当社 代表取締役社長 兼 最高執行責任者 (現任) 平成18年6月 Aplix Corporation of America CEO, President and COO (現任) 平成18年7月 iaSolution Inc. 取締役 (現任)	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
3	山科拓 (昭和47年1月20日生)	<p>平成7年4月 モルガン信託銀行株式会社 入社</p> <p>平成11年9月 ゴールドマン・サックス証券株式会社 入社 投資調査部 ヴァイス・プレジデント</p> <p>平成14年10月 リーマン・ブラザーズ証券会社 入社 株式調査部 ヴァイスプレジデント</p> <p>平成16年2月 日興シティグループ証券株式会社 入社 株式調査部 ヴァイスプレジデント</p> <p>平成17年6月 当社 入社 執行役員常務 兼 最高財務責任者</p> <p>平成18年3月 当社 取締役 兼 最高財務責任者 (現任)</p> <p>平成18年7月 Aplix Europe GmbH Managing director, President and COO (現任)</p> <p>平成18年6月 VL Inc. 取締役</p> <p>平成18年11月 ブイ・エル・アイ・コミュニケーションズ株式会社 取締役 (現任)</p>	0株
4	谷直樹 (昭和39年5月9日生)	<p>平成元年4月 日本電信電話株式会社 入社</p> <p>平成4年7月 NTT移動通信網株式会社 (現株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ) 転籍</p> <p>平成18年10月 同社 研究開発推進部 担当部長 (現任)</p>	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
5	渡邊 信之 (昭和38年6月30日生)	昭和61年4月 日本電信電話株式会社 入社 平成11年1月 NTT移動通信網株式会社(現株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ) 転籍 平成15年4月 同社 移動機開発部 担当部長(現任) 平成18年3月 当社 取締役(現任)	0株
6	太田 洋 (昭和33年1月28日生)	昭和55年4月 日本物理探鉱株式会社 入社 昭和60年9月 日本シュルンベルジュ株式会社 入社 昭和63年9月 新日本製鐵株式会社 入社 平成4年9月 株式会社東京デジタルフォン(現ソフトバンクモバイル株式会社) 出向 平成13年8月 ジェミナイ・モバイル・テクノロジー株式会社 代表取締役社長 平成13年9月 ジェミナイ・モバイル・テクノロジーInc. 最高技術責任者(現任) 平成17年4月 ボーダフォン株式会社(現ソフトバンクモバイル株式会社) 常務業務執行役員 平成17年5月 同社 専務執行役 プロダクトマネジメント本部長 平成17年7月 同社 専務執行役 プロダクト・サービス開発本部長(現任) 平成18年3月 当社 取締役(現任)	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の 株式数
7	内 村 浩 幸 (昭和39年3月9日生)	昭和59年4月 日立マイクロコンピュータ エンジニアリング株式会社 (現株式会社日立超LSIシス テムズ) 入社 平成11年9月 アーム株式会社 入社 平成12年10月 同社 取締役 セールス ディレクター 平成13年10月 同社 取締役 ジェネラル マネージャー 平成16年4月 同社 取締役 マネージン グ・ディレクター (現任) 平成18年3月 当社 取締役 (現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 谷直樹氏、渡邊信之氏、太田洋氏および内村浩幸氏は、社外取締役候補者であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役森谷享右氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社 の株式数
1	森 谷 享 右 (昭和27年5月13日生)	昭和51年4月 東京証券取引所（現株式会 社東京証券取引所）入所 昭和59年11月 同所 上場審査室 上場審査 役 平成元年6月 同所 ニューヨーク事務所 所長 平成3年7月 同所 国際部企画課 課長 平成4年6月 同所 上場部上場審査室 主 任上場審査役 平成10年9月 株式会社ティーオーピー （現株式会社テイクオフブ ランナー） 代表取締役社 長（現任） 平成15年3月 当社 社外監査役（現任）	300株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の 株式数
2	今 澤 正 元 (昭和19年2月14日生)	昭和44年4月 国際電信電話株式会社(現 KDDI株式会社) 入社 昭和54年12月 同社 国際部協約第1課 課 長補佐 昭和59年7月 同社 法務部 法規課長 昭和62年2月 同社 福岡支店長 平成元年11月 Telecomet, Inc., (現 KDDI America, Inc.) 出向 平成7年8月 国際電信電話株式会社(現 KDDI株式会社) 経営企画本 部 国際部 審議役 平成8年7月 同社 事業開発本部 テレコ ム事業部 審議役 平成12年4月 KDD海底ケーブル・システム 株式会社 監査役 平成13年1月 ヤンキーグループ・ジャパ ン 代表 平成15年11月 BTD STUDIO株式会社 監査役 平成16年4月 BTD STUDIO株式会社 監査 役 辞任	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 森谷享右氏および今澤正元氏は、社外監査役候補者であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

その候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
石橋省三 (昭和24年7月5日生)	昭和51年9月 株式会社野村総合研究所 入所	0株
	昭和58年6月 同社 Nomura Research International (Hong Kong) Ltd.	
	昭和61年12月 同社 投資調査部 第1企業調査室室長	
	平成2年1月 同社 Nomura Research International Plc. マネージング・ディレクター 株式共同部門長 兼 調査本部長	
	平成7年1月 同社 経営開発部長	
	平成9年4月 野村証券株式会社 金融研究所 経営調査部長	
	平成9年12月 同社 金融研究所副所長	
	平成10年6月 同社 金融研究所副所長 兼 企業調査部長	
	平成12年5月 リーマン・ブラザーズ証券会社 マネージング・ディレクター	
	平成15年10月 財団法人石橋湛山記念財団 理事長 (現任)	
	平成15年12月 株式会社SOZO工房 代表取締役CEO (現任)	
	平成16年4月 名古屋商科大学 専任教授 (現任)	
	平成16年4月 国立大学法人東京医科歯科大学 財務・施設担当理事 (現任)	
	平成17年4月 立正大学 監事 (現任)	
平成17年6月 高木証券株式会社 監査役 (現任)		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 石橋省三氏は、社外監査役の補欠として選任するものであります。

第5号議案 株式等の大量買付行為に関する対応プラン（買収防衛策）導入の件

当社は、大量買付行為に関するルール（以下「大量買付けルール」といいます。）を設定し、大量買付ルールを遵守しない大量買付者（大量買付ルールを遵守するものの大量買付行為の目的が不適切な大量買付者を含みます。）に対しては必要に応じ相応の防衛措置をとることが、当社グループの企業価値・株主共同の利益の維持・向上に必要と認識しており、当社株式等の大量買付行為に関する対応プラン（以下「本プラン」といいます。）を決定することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 本プランの導入目的

近時、企業活動のグローバル化により、わが国においても企業の世界的な事業戦略の一環としての他企業の買収が当然に考慮される時代となり、それに伴う新しい法制度の整備も進んでまいりました。そのような潮流のなか、企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象会社の取締役会の賛同を得ずに行われる企業買収、いわゆる「敵対的買収」の動きも顕在化しつつあります。

当社取締役会は、このような当社グループの買収を企図した大量買付行為であっても、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。当社株式の大量買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、現時点では、当社においては、支配株主は存在せず、国内外の多数の機関投資家や個人の方々幅広く株主となって頂いており、このような株主構成のもとで、突如として大量買付行為が実施された場合、株主の皆様が大量買付行為の是非を判断する十分な時間と情報が提供されず、結果として当社グループの企業価値および株主の皆様との共同の利益が害される可能性は否定できません。

株主の皆様から経営についての付託を受ける当社取締役会としては、このような当社株式の大量買付行為が発生した場合、株主の皆様判断のために十分な時間を確保し、当社取締役会が、当該大量買付行為に関する情報を収集して、これを評価・検討し、また必要に応じて当該大量買付者との交渉ならびに株主の皆様への代替案の提示を行うことが、株主の皆様にとって適切な判断をいただくために極めて重要であり、そのために大量買付に関する一定のルールを定めることが必要であると考えます。また、当社取締役会は、上記の一定のルールを遵守しない大量買付者、または、当該ルールを遵守するも

の大量買付行為の目的が不適切な大量買付者の買付行為に対して、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保し、向上するために客観的・合理的な検討を行った上で相応な対抗措置をとることが必要な場合もあると認識しております。

上記の理由により、当社取締役会は、下記に定める大量買付ルールを設定し、大量買付ルールを遵守しない大量買付者（大量買付ルールを遵守するものの大量買付行為の目的が不適切な大量買付者を含みます。）に対しては必要に応じ相応の防衛措置をとることが、当社グループの企業価値・株主共同の利益の維持・向上に必要と認識し、本プランについて本定時株主総会において株主の皆様のご承認を求めることといたしました。

2. 大量買付ルールの内容

本プランでは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、予め当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。以下かかる買付行為を「大量買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大量買付者」といいます。）について、事前に大量買付者に対して、大量買付行為にかかる情報の提供を求め、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保し、必要に応じて当社取締役会が大量買付者と交渉を行い、代替案を提示するための手続として、大量買付ルールを定めています。このような一定の手続に従って大量買付行為の適否が判断されることが、当社グループの企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させるという目的に合致するからです。

具体的には、大量買付者には、買付の実行前に、大量買付ルールに従う旨の意向表明書を当社代表取締役宛に提出いただくものとします。意向表明書には、大量買付者の名称、住所、提案する大規模買付行為の概要等を記載していただきます。当社取締役会は、この意向表明書の受領後5日以内に、大量買付者から当初提供していただくべき、当社株主の皆様との判断、後述の独立委員会の勧告および当社取締役会の意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを大量買付者に交付します。大量買付者には、当該リストに記載された情報を当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。本必要情報の具体的な内容は大量買付者の属性および大量買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下

の通りです。

- ① 大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含む。）の詳細（具体的内容、資本構成、財務内容等を含む。）
- ② 買付の目的、方法および内容（買付の対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付の方法の適法性、買付の実現可能性等を含む。）
- ③ 買付の価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報、買付に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容とその算定根拠等を含む。）
- ④ 買付の資金の裏づけ（買付の資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）
- ⑤ 買付の後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策、買付の後における当社の従業員、顧客を含む取引先、債権者などの当社グループに係る利害関係者の処遇方針
- ⑥ 買付行為完了後に意図する当社グループの企業価値および株主共同の利益を向上させるための施策並びに当該施策が当社グループの企業価値および株主共同の利益を向上させることの根拠
- ⑦ その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大量買付者より受けた情報を精査した結果、それだけでは不十分と判断した場合、回答期限を設けた上で、大量買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。また、大量買付行為の提案があった事実および当社に提出された本必要情報は、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点（独立委員会から開示勧告があった場合はその時点）で、その全部または一部を開示します。

（注1）特定株主グループとは、

- （ア）当社の株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下注(1)(2)において同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下注(1)(2)において同じとします。）または、
- （イ）当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいいます。）を行う者およびそ

の特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

（注2）議決権割合とは、

（ア）特定株主グループが、注1の（ア）記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下注(2)において同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）または、

（イ）特定株主グループが、注1の（イ）記載の場合は、当該大量買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各株券等保有割合および各株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

（注3）株券等とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

3. 大量買付行為の評価・検討期間

当社取締役会は、大量買付者が当社取締役会に本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）、または90日間（その他の大量買付行為の場合）を取締役会による評価・検討・交渉、取締役会としての意見形成および取締役会による代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます）として与えられるべきものと考えます。従って、大量買付行為は、取締役会評価期間の経過した後のみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は独立委員会に諮問し、また必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての大量買付行為に対する意見を取りまとめ、公表します。また、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することがあります。

4. 独立委員会の勧告と取締役会の決議

（1）独立委員会の勧告

本プランの設計においては、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために大量買付行為に対する合理的・客観的な評価・検討を行う機関

として、社外取締役・社外監査役・有識者のいずれかに該当する者の中から取締役会が選任した者により構成される独立委員会を設置することといたしました。

当社取締役会は取締役会評価期間において、かかる独立委員会に必ず諮問することとし、独立委員会は、諮問を受けた事項について勧告を行います。なお、独立委員会は特にソフトウェアの研究開発に従事する当社の従業員（以下「開発従事者」といいます。）のモチベーションが当社の企業価値の維持に大きく影響を与えることに鑑み、上記の評価・検討にあたっては必ず開発従事者の代表等から意見を聴取するものとします。なお、独立委員会が聴取した開発従事者の意見は、独立委員会が当社取締役会への勧告の内容（本プランに定める対抗措置の実施の是非についての勧告を含む）を決定する際に参考とする一要素として取り扱われ、これのみによって勧告の内容が決定することはありません。

また、独立委員会は、その判断の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

（２）取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して最終的に本プランに定める対抗措置の実施の是非について決議を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合速やかに、当該決議の内容その他の事項について、情報開示を行います。

5. 本プランにおける対抗措置の取り扱い

（１）大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大量買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大量買付行為に対する対抗措置を実施しません。大量買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および当社取締役会が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が大量買付ルールを遵守している場合であっても、以下に定める要件の何れかに該当した場合には、当社取締役会は、会社法その

他の法律および当社定款により認められている方策の中から、新株予約権の無償割当ての実施等、当社グループの企業価値・株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置をとることがあります。なお、大量買付者が下記の要件に該当したか否かおよび対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また監査役の意見も十分参考にしたうえで、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

- ① 次の（ア）から（エ）までに掲げる場合のように、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買付行為を行う場合
 - （ア）真に当社グループの経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で大量買付行為を行う場合
 - （イ）当社グループの経営を一時的に支配して、当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を当該大量買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で大量買付行為を行う場合
 - （ウ）当社グループの経営を支配した後に、当社グループの資産を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で大量買付行為を行う場合
 - （エ）当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの資産を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で大量買付行為を行う場合
- ② 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買付行為を行う場合
- ③ 買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付の実現可能性、買付後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等含む。）が、当社グループの企業価値を生み出す上で不可欠な研究開発体制を支える当社グループの従業員、取引関係先等との関係を悪化させ、または企業文化を破壊するおそれがある等の理由により、当社グループの企業価値や株主共同の利益の確保・向上を著しく妨げるおそれがあると合理的根拠をもって判断されるものである場合

(2) 大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合は、対抗措置の発動が相当でないと判断した場合を除き、当社取締役会は、新株予約権の無償割当てを含む対抗措置を実施する場合があります。大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否かおよび対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また監査役の意見も十分参考にしたうえで、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

6. 本プランにおける対抗措置の概要

当社取締役会が本プランに基づく対抗措置として具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとしますが、そのひとつとして、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行う場合の概要は以下の通りです。

① 割当て対象株主

本新株予約権の無償割当ての決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）を行う時に当社取締役会が定める一定の日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その有する株式（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権の無償割当てをします。

② 本新株予約権無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定めます。

③ 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類および数は普通株式1株とします。

④ 本新株予約権の行使の条件

(i) 特定大量保有者（注4）、(ii) 特定大量保有者の共同保有者（注5）、(iii) 特定大量買付者（注6）、(iv) 特定大量買付者の特別関係者（注7）、もしくは(v) 上記(i)ないし(iv)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(vi) 上記(i)ないし(v)に該当する者の関連者（注8）（以下「特定買付者等」といいます。）は、本新株予約権を行使することができません。

⑤ 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については当社取締役会の承認を要しません。

⑥ 当社による本新株予約権の取得

(a) 当社は、行使期間開始日前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が定める日が到来することをもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができます。

(b) 当社は、当社取締役会が定める日において、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち、当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。また、当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができます。

⑦ その他

本新株予約権の行使期間、行使価額その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとします。

(注4) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下（注4）において同じとします。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。）が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含みます。）を意味します。

(注5) 「共同保有者」とは、証券取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者を意味し、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めたと者を含みます。）。

(注6) 「特定大量買付者」とは、公開買付け（証券取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいいます。）によって当社が発行者である株券等（証券取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。以下（注6）において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいいます。以下（注6）において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして証券取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下（注6）において同じとします。）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含みます。）を意味します。

(注7) 「特別関係者」とは、証券取引法第27条の2第7項に規定される特別関係者を意味します(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。

(注8) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条に規定されると同義とします。)を意味します。

7. 株主および投資家の皆様に与える影響等

(1) 本プラン導入時の株主・投資家の皆様への影響等

本プランは、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社グループの企業価値・株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本プランの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当てその他の新株または新株予約権の発行は行われませんので、株主および投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本プランにおける対抗措置発動時の株主・投資家の皆様への影響等

前述のとおり、当社取締役会は、企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様(大量買付ルールに違反した大量買付者および当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大量買付行為を行う大量買付者を除きます。)が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行を行うものにつきましては、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に

一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせ致します。ただし、株主名簿への記載・記録（いわゆる名義書換）が未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当て基準日まで、株主名簿への記載・記録を完了していただく必要があることをご了承下さい。

なお、対抗措置として新株予約権の発行を行うことを決議した場合であっても、当社取締役会は、独立委員会からの勧告を最大限尊重して、新株予約権の発行日まで新株予約権の発行を中止し、または、新株予約権の発行日後、新株予約権の行使期間の初日の前日までに新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、希釈化を前提に売買を行った株主・投資家の皆様におかれましては、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

8. 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から平成20年12月期（2008年度）の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとします。本プランの導入後、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または②独立委員会の勧告により当社取締役会で本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。したがって、本プランについては、株主の皆様のご意向に従ってこれを廃止させることが可能です。また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、独立委員会の勧告に従い、本プランの見直し、もしくは変更を行う場合があります。当社取締役会は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

9. 独立委員会規定の概要

I. 構成員

当社取締役会により委嘱を受けた社外取締役・社外監査役・当社取締役会から独立した有識者（弁護士・公認会計士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績ある会社経営者等をいう。）3名以上で構成されます。当初の構成員は、黒崎守峰氏、今澤正元氏、石橋省三氏の3名とします。

II. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとします。ただし、独立委員会の全員が出席できない場合には、独立委員会の決議は、独立委員会の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとします。

III. 決議事項その他

独立委員会は、当社グループに対する大量買付行為が発生した場合には、これに応じ、ソフトウェアの研究開発に従事する当社の従業員の代表等から意見を聴取したうえで、原則として以下の各号に記載された事項について精査、検討、審議等のうえ決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に勧告するものとします。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自らまたは当社取締役の利益を図ることを目的としては行わないものとします。

- ① 大量買付ルールの対象となる大量買付行為の存否
- ② 大量買付者が提供すべき情報の範囲
- ③ 大量買付者が提供した情報の当社株主への開示の時期および範囲
- ④ 大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否か
- ⑤ 大量買付者による大量買付行為に対する代替案の提案の可否
- ⑥ 本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動の可否
- ⑦ 本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動の中止
- ⑧ 本プランの廃止または変更
- ⑨ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

また、独立委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができます。

IV. 独立委員会委員の氏名および略歴

黒崎 守峰

- 1956年10月9日 生まれ
- 1979年9月 インテル株式会社 入社
- 1985年7月 デイジーシステム・ジャパン 入社
- 1986年7月 ウェスタンデジタルジャパン株式会社 入社
- 1988年7月 株式会社アイシス 代表取締役社長
- 1999年11月 株式会社アイティーファーム 代表取締役社長（現任）
- 2005年3月 株式会社アプリックス 社外取締役（現任）
- 2006年11月 ブイ・エル・アイ・コミュニケーションズ株式会社 社外取締役（現任）

今澤 正元

- 1944年2月14日 生まれ
- 1969年4月 国際電信電話株式会社（現KDDI株式会社） 入社
- 1979年12月 同社 国際部協約第1課 課長補佐
- 1984年7月 同社 法務部 法規課長
- 1987年2月 同社 福岡支店長
- 1989年11月 Telecomet, Inc.,（現KDDI America, Inc.） 出向
- 1995年8月 国際電信電話株式会社（現KDDI株式会社）
経営企画本部 国際部 審議役
- 1996年7月 同社 事業開発本部 テレコム事業部 審議役
- 2000年4月 KDD海底ケーブル・システム株式会社 監査役
- 2000年10月 同社 業務本部長
- 2001年1月 ヤンキーグループ・ジャパン 代表
- 2002年3月 今澤国際事務所 設立
- 2005年11月 BTD STUDIO 株式会社 監査役
- 2006年4月 BTD STUDIO株式会社 監査役 辞任

石橋 省三

- 1949年7月5日 生まれ
- 1976年9月 株式会社野村総合研究所 入所
- 1983年6月 同社 Nomura Research International (Hong Kong) Ltd.
- 1986年12月 同社 投資調査部 第1企業調査室室長
- 1990年1月 同社 Nomura Research International Plc.
マネージング・ディレクター 株式会社共同部門長
兼 調査本部長
- 1995年1月 同社 経営開発部長
- 1997年4月 野村証券株式会社 金融研究所 経営調査部長
- 1997年12月 同社 金融研究所副所長
- 1998年6月 同社 金融研究所副所長 兼 企業調査部長
- 2000年5月 リーマン・ブラザーズ証券会社
マネージング・ディレクター
- 2003年10月 財団法人石橋湛山記念財団 理事長（現任）
- 2003年12月 株式会社SOZO工房 代表取締役CEO（現任）
- 2004年4月 名古屋商科大学 選任教授（現任）
- 2004年4月 国立大学法人東京医科歯科大学
財務・施設担当理事（現任）
- 2005年4月 立正大学 監事（現任）
- 2005年6月 高木証券株式会社 監査役（現任）

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
※「iモード」は㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によつては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成18年3月28日（水曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（ダイヤルアップ接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

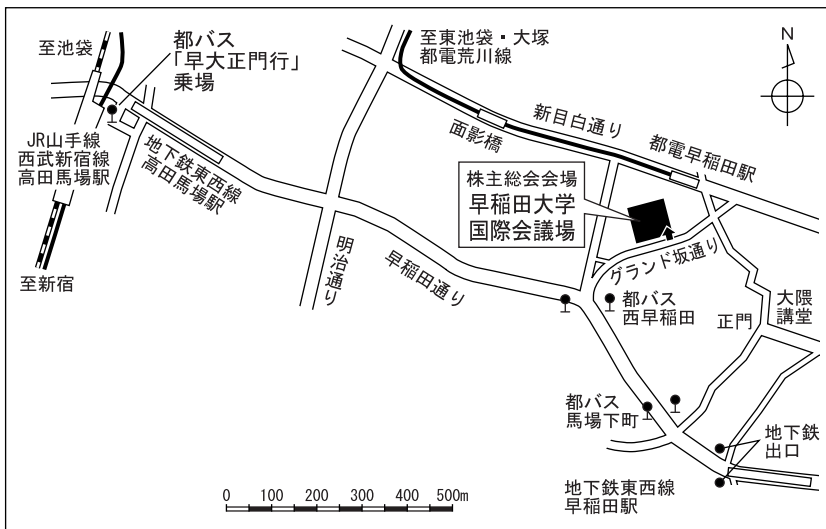
システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

- ・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西早稲田一丁目20番14号
早稲田大学国際会議場井深大記念ホール



- 交通
- ・ JR山手線・西武新宿線・東京メトロ東西線
高田馬場駅より都バス「早大正門行」
西早稲田下車徒歩5分
 - ・ 東京メトロ東西線早稲田駅より徒歩10分
 - ・ 都電荒川線早稲田駅より徒歩5分